

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富岡市長 榎本 義法

市町村名 (市町村コード)	富岡市 (10210)
地域名 (地域内農業集落名)	小野地区 (上高尾(上高尾)、下高尾(下高尾・高尾大鳥)、藤木(藤木・須山の一部)、桑原(桑原・須山の一部)、小桑原(小桑原)、相野田(相野田)、白岩(白岩)、後賀(後賀・後賀西組)、蕨(蕨))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、基盤整備が進んでいない地区であり、一筆の形が悪い農地もあり、農地が利用しづらい。また、土質や日当たりの問題も深刻である。今後は、高齢化の進行及び後継者不足により耕作放棄地が拡大していくことが見込まれる。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手は、ナス、タマネギ、水稻、シイタケなど、可能な限り現状の農地を維持できるよう努めていく。新規で就農する場合の作物は、初期投資が比較的少なくても参入できるナスやネギ、ニラの露地栽培を中心に行っていく。不整形地や傾斜がきつい土地など継続して耕作が困難な農地は、山林としての活用も視野に入れる一方、比較的傾斜がなだらかな土地は、生産地として集約し果樹・果菜類の畑としての利用を検討する。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	217 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	217 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

#### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

耕し手のいない農地について、認定農業者や認定新規就農者といった担い手に集積を図るほか、地域で営農を行う者に対しても状況に応じて農地の集積を進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

今後も高齢化や後継者不足による貸付の増加が見込まれるため、離農する際は農地中間管理事業を活用することで、地区内の担い手へ農地を集積していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

現在のところ当地区において新たな基盤整備事業の予定はない。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者に対しては、市、富岡地区農業指導センター、甘楽富岡農業協同組合等の各機関が連携して経営安定を支援するとともに、地域全体で見守ることにより、就農研修先や農地の確保、住居探しなど経営の定着を確実なものにする。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

当地区で実質的な農作業を受託する農業サービス事業者は存在しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②一部の農地では、有機農業にも取り組む。